

平成 2 9 年 4 月 2 7 日
2 0 8 及 び 2 0 9 会 議 室

平成 2 9 年第 8 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成29年第8回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年4月27日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時40分

2 場 所 208及び209会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 佐伯 雅斗

署名委員 松野 登

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男

指導課長 小瀬 和彦

統括指導主事 金井 誠

統括指導主事 川崎 淳子

学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

図書館長 土屋英眞子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第12号 立川市学校給食運営審議会委員の任命について

2 協議

- (1) 学校給食に起因する集団食中毒の関する報告書(案)について
- (2) 新学校「校名」選定について

3 報告

- (1) 平成29年度学校教育の重点事業について
- (2) 平成29年度児童・生徒の不登校対策について
- (3) 平成28年度教育委員会事業後援の概要について

4 その他

平成29年第8回立川市教育委員会定例会議事日程

平成29年4月27日
208及び209会議室

1 議案

(1) 議案第12号 立川市学校給食運営審議会委員の任命について

2 協議

(1) 学校給食に起因する集団食中毒に関する報告書(案)について

(2) 新学校「校名」選定について

3 報告

(1) 平成29年度学校教育の重点事業について

(2) 平成29年度児童・生徒の不登校対策について

(3) 平成28年度教育委員会事業後援の概要について

4 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成29年第8回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に松野委員、お願いいたします。

○松野委員 承知いたしました。

○小町教育長 次に議事内容の確認を行います。本日は、議案1件、協議2件、報告3件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いいたします。

○栗原教育部長 本日の第8回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、金井統括指導主事、川崎統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議案

(1) 議案第12号 立川市学校給食運営審議会委員の任命について

○小町教育長 それでは、1議案(1)議案第12号、立川市学校給食運営審議会委員の任命について、を議題といたします。

南学校給食課長、説明をお願いいたします。

○南学校給食課長 議案第12号、立川市学校給食運営審議会委員の任命について、ご説明いたします。

立川市学校給食運営審議会は、立川市教育委員会の諮問に応じまして学校給食の運営に関する事項について審議をするため条例で設置しております。

今回、平成29年3月31日付で立川第一中学校の國島健二校長が退職したことにより、新たに立川第一中学校の唐亀康司校長を立川市学校給食運営審議会委員に任命いたします。

理由は、立川市学校給食運営審議会条例第3条の規定によるものになります、

なお、任期は2年ですが、今途中になりますので、任期は本日から平成29年10月30日となります。

以上で説明は終わります。よろしくをお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第12号、立川市学校給食運営審議会委員の任命について、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第12号、立川市学校給食運営審議会委員の

任命について、は承認されました。

◎協 議

(1) 学校給食に起因する集団食中毒に関する報告書(案)について

○小町教育長 続きまして、2 協議 (1)学校給食に起因する集団食中毒に関する報告書(案)について、に入ります。

栗原教育部長、説明をお願いいたします。

○栗原教育部長 それでは、立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する報告書(案)について、ご説明します。

本事案につきましては、2月に発生した食中毒の事案に対して、4月まで本事案に関して対応をしたことを一冊の報告書としてまとめさせていただきました。また、学校給食ということではございましたが、この事案につきましては教育委員会全体で取組を行ってまいりましたので、私から報告書の説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をおめくりください。

「報告書の発行にあたり」ということで、教育長のご挨拶を載せております。

2ページ、3ページ目でございます。この報告書の目次となります。

それぞれ章としましてはIにつきましては本事案の概要、II再発防止策、III保護者説明会、IV医療費補償等について、Vは本事案を時系列でまとめたもの、VIは安心・安全な学校給食の提供に向けた取組ということで、本事案を振り返った中で見直しを図った点等をこちらにまとめたところがございます。

4ページをおめくりください。4ページ以降につきましては、既に3月の第6回定例会で保護者説明会の開催に際しまして、教育委員会定例会でも概要等についてはご説明をしているところがございます。その内容から追加または修正等があったところを中心にご説明いたします。

4ページ、事案覚知のところがございます。

5行目からのところがございますが、最終的に保健所と確認をした中で今回の2月17日のところで保健所へ連絡をして10人以上の発症でなければ報告の必要がないということで最初のまとめの中で記載しましたが、ここは「保健所の感染症担当によると」という文言を付け加えることといたしました。

続いて6ページでございます。

以前のこのような冊子の中では2月24日時点に検査結果等につきまして記しておりましたけれども、最終的に保健所と都の確認の中で、6ページの上のところでございますが、患者ふん便の検査、調理従事者のふん便の検査、食品の検体検査、拭き取り検体等の全体の結果をこちらに載せております。

ページ飛びます11ページです。

11ページの上の欄のほうでございますが、医療機関受診者数でございますが、今までのこ

の冊子の中では健康推進課が市内の医療機関に聴き取り調査をした中での数字を載せておりましたが、最終的には多摩立川保健所が実施しました「中毒調査用紙」に基づく回答で医療機関を受診したかどうかという数字をこちらに掲載いたしました。その結果、児童、教職員計 523 人が市内、市外の医療機関を受診しているということが判明しております。

続きまして、29 ページをおめくりください。

大きな項目のⅣ 医療費補償等についてでございます。ここにつきましては、1つ就学援助認定世帯等に対する支援、もう1つが医療費等の補償に関すること、この2項目について掲載しております。そして1番目のところでございますが、給食が提供できなかった間、就学援助、これ自体の支出ができませんので、新たに就学援助認定世帯と特別支援教育就学奨励費認定世帯に対しましては、お弁当への支援ということで給食費相当を支給することを決定いたしまして、その確定額がこちらになります。

29 ページ下の欄のところでございます。医療費等補償でございますが、最終的に原因特定が2月28日に「キザみのり」であったということが確定しましたので、こののりの製造元である株式会社東海屋が加入しております製造物賠償責任保険、PL保険で対応することになりました。そのご案内につきましては3月31日でございますが、該当する7校の児童を通じて保護者の方へ送付いたしました。送付としましては学校で発症等把握している児童、把握していない児童の2種類に分けましたが、把握していない児童の保護者からちょうどご連絡があった際には改めてこちらのほうからご案内をしたところでございます。

また補償内容につきましては30ページの上の欄でございますが、通常損害に対する補償、特別損害に対する補償ということで2つの区分に分けて補償を行うということで、現在、保護者の方が書類等をまとめて東海屋のほうに送付をしている状況でございます。まだ審査が続いている状況でございますが、この辺につきましては、また時期をみて東海屋のほうに補償の確定等のことは情報提供していただこうと考えております。

31ページから11ページにわたりますが41ページまで、食中毒事案に対応ということで2月16日木曜日、Bブロック7校がこの原因となった給食を喫食した日から4月18日までの項目について、主だった対応等を時系列で示したものでございます。

続きまして42ページでございます。

ここはまとめ部分になりますが、安心・安全な学校給食の提供に向けた取組でございます。取組の中では6項目に対して取組を記載いたしました。

1番目は、安全・安心な学校給食を提供するためにということでございます。これにつきましては、提言をいただき、それに対して再発防止策を私どもまとめました。このことをしっかり対応しているということ、そして二度とこのような事案を発生させないということでございます。

2番目は、情報提供についてでございます。3月に実施しました保護者説明会でも多くの保護者から情報提供についてご意見をいただきました。また、学校からも情報提供についてご意見をいただきましたので、そのご意見を参考に改善策等をこちらにまとめました。

3 番目は、二次感染の予防でございます。今回はこのような事案で二次感染も疑われるものもございました。また通常の時期でも冬場、特に寒い時期にはノロウイルスが発生しやすい時期でございますので、特にそういった時期に対しては衛生管理をしっかりするようという事で学校に周知を徹底してまいりたいと考えています。

4 番目は、休校措置の取り扱いでございます。今回は土日はさむ週明けに 7 校のうち 3 校は授業を実施、4 校は休校措置をとりました。しかしながら、もちろんこのことはあってはならないですが、このようなことが発生した場合には、休校措置をとるかどうかということとは学校医に意見を求めた中で、その時点で最善のものを選択していきたいと考えています。

44 ページでございます。

今回は立川市医師会の会員の皆様に様々な面でご協力をいただきました。その中でまず食中毒事案は把握ということでは保健所への連絡、または平日の夜間や土日などは東京都保健医療情報センター「ひまわり」の活動ということを再度徹底するという事で、立川市医師会にもこの辺の徹底については周知を依頼し、医師会長からもそれを徹底を図ったということで報告がございました。また、平日の夜間や土日、医療機関は休診となるケースが多くございますが、その辺の対応、医師会の先生方にどのように連絡をするかということの連絡の体制につきましては、医師会にご協力をいただいた中で体制を整備したところでございます。

最後でございますが、危機管理対応マニュアルの見直しでございます。食中毒というのはその原因物質により発症までの時間が異なります。今度のノロウイルスであれば 24 時間から 48 時間というのが大まかな時間でございます。そして今回のように金曜日の深夜から土日にかけて多くの児童、教職員が発症したという事例でございますが、この場合に、どのような対応をするかということが現在の危機管理マニュアルの中では想定しておりませんでしたので、こういった日を含めた、発生した場合の対応につきましてはマニュアルの見直しを図り、万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

45 ページ以降につきましては資料となります。

今までは様々な資料をそのたびに提供してまいりましたが、今回はそれをまとめたという形での報告書となります。

説明は以上となります。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 今までの経緯を踏まえて、この総括案の中で 42 ページからのまとめにかかる部分、安全・安心の学校給食の提供に向けた取組、この内容を見ますと、今まで以上に給食についての安全が図られていくであろうと大変期待しております。問題はこれをいかに徹底させていくか、これにかかっている。ですから是非、日常の中でこれをいつも思い起こすような機会、あるいは繰り返して点検できるようなもの、こういうことを日頃からやっていただきたいと思います。

今回の事案で、私感ずることが2点あります。

1つ目は、見直しにあたり情報提供、特に情報発信のあり方と対応マニュアルの問題ですね。今回は給食のことでこうなりましたが、やはり学校ではいろいろな事があります。自然災害であつたりとか、簡単な近隣の犯罪もあつたりだとか、そういうときに情報発信や対応をどうするか、結構大変であります。この辺りをもう少し普段から学校と教育委員会が調整し合いながら、良い方法というものを定着させていきたいと思ひます。

2つ目は、大変これはありがたい話ですごいなと思ひたのは、日頃から連携が大切と思ひながらも「ああ、やっぱり必要だな」と思ひるのは、医師会や学校歯科医師会や学校薬剤師会との連携であります。今回こういった意味でもずいぶん助けられましたし、また学校現場でもいまだ伝染病等がありますと、やはり学校医が何といても頼りになるわけであります。今回の場合には休校措置等いろいろなことがありますし、学校保健法にも関わる内容なのですね。そういう意味では今行われている連携をもっと大事に強化していく、こういうことはこれまで以上に必要だと思ひました。是非、この連携のほうも力を入れていければいいなと思ひました。

以上2点でございます。感想です。

○小町教育長 ほかに、ございませんか。田中委員。

○田中委員 集団食中毒の概要から入って総括と、約44ページにわたって非常に詳細によくまとめられました。本当によくここまできちんとお作りになったと感謝しております。あわせて資料編として資料が6点ほど添えてありますので、今後の食中毒含めた対応について円滑に行えるのではないかと思ひております。ありがとうございます。その上で2点ほど提言を申し上げたいと思ひます。

1点目は、42ページにあります安心・安全な学校給食を提供するために、についてでございます。ここでは教育委員会は関係機関と連携して学校給食再開の時期について十分な安全、安心を確認のうえで、できる限り学校給食を早めにしてはどうかと。と同時に、場合によっては早目の簡易給食の提供を考慮してはどうかという提言でございます。

2点目で、同じ42ページですが情報提供でございます。ここでは土日、休日及び祝日、夜間と学校が休みの日は学校管理職のみでは十分対応できないことが予想されるわけですが、したがいまして、その場合の体制を考慮した機関に対応マニュアル、これを作成して関係機関の対応を明確にしてはどうかという提言でございます。

2点でございます。私からは以上です。

○小町教育長 栗原教育部長。

○栗原教育部長 まず1点目でございます。早期の学校給食再開、それと簡易給食の提供はどうかというご意見でございます。今回の事案につきましては、最終的に原因食材が判明したのが2月28日となります。その後3月に入りまして再発防止対策検討委員会を3回開催し、その後、当該校7校への保護者説明会を行った後に給食再開という手順を踏みました。そういった手順を踏みましたが、結果として約1ヵ月、保護者の方にはお弁当の対応をしていた

だいたということでございます。

もちろん一番肝要なのは、このような事案を出さないということが一番大切なことだと考えておりますが、このような事案または類似したような事案が出たとき、まずは原因の究明をどのように迅速に進めるか、今回は多摩立川保健所さんのご協力で最終的には原因食材に行きついたということでこういった対応が図れました。まずは原因の特定、その上で、どのような形で早く給食が再開できるかというのは、それぞれの事案で、その時点で考えていき、保護者の方にご迷惑がかからず、また安心というのも大切でございますので、そういったことを考慮した中で考えていきたいと思っています。

また、簡易給食でございます。今回につきましては、2月28日まではどの食材かは、まだ不明でございましたので、例えばパンや牛乳という簡易給食ということに踏み切ることもこの時点でできなかったわけでございます。また簡易給食ですと、主食や副菜とかそういったものについてはまた保護者の方をお願いをするというようなことがございます。そういったことも兼ね合わせた中で一番何が最善かということを事案、事案で考えていき、そういったことも含めて検討してまいりたいと思っております。

2番目の情報提供及び危機管理対応マニュアルでございます。今回の事案でこれからになりますが、食中毒事案また感染症の事案に対する危機管理マニュアルについては見直しを図ろうと思っております。その中で田中委員からご指摘の各機関も個別にどのような対応を図るということは、こちらのほう想定した中でマニュアルは考えていきたいと思っております。今、学校との連携ということ、非常に重要となります。この辺は、特に土日や夜間の場合、学校ではなくてそれぞれ管理職の方の個人の携帯や家の電話に連絡するような機会はあると思っております。そういった意味では各学校の管理職の先生方、それと私ども教育委員会の管理職と、そういった意味で連絡先の共有を図った中で、緊急の場合は連絡体制、連携体制がとれるようなこともまた改善していきたいと考えています。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 詳細な説明ありがとうございました。現状の課題を踏まえながら、最善の対応を今後も引き続きとれるようにお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございませんか。佐伯委員。

○佐伯委員 私からは1点、やはり42ページ、安心・安全な学校給食の提供に向けた取組ということですが、2番目の情報提供について、中にあります「重複した情報等の発信を防ぐ」というのは大前提、これをまずしっかりとさせていただくということなのですが、この、原因が判明していない時点においても事案の全体状況や原因究明の検査、調査の状況を情報を提供していく、というところがまだ少し弱いかなという感じがしています。

原因が判明していない時点、また、さらにその後事態の進展が全く見られない状況においても、定時または定期的、継続的に情報がくるということを前提に、保護者の皆さん、市民の皆さんに、例えば1時間後に次の情報がくる、2時間後でももちろん構わないのですが、次の情報は必ず入ってくるということをあらかじめ知らせておくことが次の情報を待とうと

いう気持ちになって、誤った情報などに惑わされることが少なくなるかなということをお私
は考えておりますので、是非ここはもう少し密な情報提供のできる状態にしておいていただ
けたらと思いますので、是非ご検討をお願いいたします。

○小町教育長 栗原教育部長。

○栗原教育部長 今、佐伯委員からご指摘いただいたとおりのこと、定時報告というのは非常
に今ご指摘いただいて必要なことというふうに感じております。情報が1回出たきり次にこ
ないという、またそれは同じように不確かな情報が流布されるということがございますの
で、そういった面は情報提供の際は気を付けていきたいと考えています。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それでは、お諮りいたします。協議(1)学校給食に起因する集団食中毒に関する報告書(案)
について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)学校給食に起因する集団食中毒に関する
報告書(案)について、は承認されました。

◎協 議

(2) 新学校「校名」選定について

○小町教育長 続きまして、協議(2)新学校「校名」選定について、に入ります。

浅見学務課長、説明をお願いいたします。

○浅見学務課長 新学校「校名」選定について、ご説明いたします。

4月20日に開催されました第7回教育委員会定例会において、新学校の校名選定について
ご協議いただきましたが、私から、次回第8回教育委員会定例会において議案としてご審議
いただきたいとお説明いたしました。その後、旧多摩川小学校及び南富士見小学校が統合さ
れ新校、現新生小学校の校名が決定された経緯を調べましたところ、議案ではなく協議事案
としていたことが分かりました。発言を訂正させていただき、改めて本日、協議事項とし
て出させていただきます。お詫びを申し上げます。

改めまして別紙資料をご覧ください。

2におきまして、第7回教育委員会定例会における教育長及び教育委員の皆様の発言を要
旨としてお示しいたしました。

3におきまして、そのときの協議の経緯から、事務局として新校の校名案として「双葉小
学校」を提案させていただきます。

以上で説明を終わります。新校校名についての協議をよろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私は新学校の校名選定については、双葉小学校に決定することを提案申し上げます。理由については、これまで新学校設立検討委員会の報告を受けまして、とりわけ第7回教育委員会定例会における教育長及び教育委員の皆さんの発言、その中で新たな学校が目指すべきこと、その願いと理念である「共に学び 共に育つ 学校づくり」を共有することの確認がされました。また、4回にわたる新学校設立検討委員会の協議、これを尊重していきたい。その上で、若葉小学校の地域性あるいは将来性もそうですが、同時にけやき台小学校もあるわけですので、2つの学校が共に発展していくこと、そんなことを願ひまして、できれば新学校の校名は双葉小で決定したいと私は考えております。

この中で意義付けをしますと、理念の問題、地域性あるいは共に育つという協働性、そういう将来性も含めてですけれども、その上で新学校校名は「双葉小」と決定してはどうかという提言でございます。

○小町教育長 ほかに、ございますか。松野委員。

○松野委員 私も前回、意見を言いましたが、ここに出ているとおり「双葉小」を提案したいと思っております。一番は、理念が「共に学ぶ 共に育つ」、このことは他者と共に生きる力を育むことを意味します。そういう意味では双葉というこの名前、ただ、けやき台小、若葉小だけではなくて、さらに先生や保護者、市民、一体となって取り組みながら他者と共に生きる力を意味している校名になろうかなと思います。そういう点から「双葉小」、さらに意味深くなるであろうと思います。

○小町教育長 ほか、ございます。伊藤委員。

○伊藤委員 私も今のお二人の方と同様に、「双葉小」がよろしいかなと思ひまして、決定したいというように考えております。

○小町教育長 佐伯委員。

○佐伯委員 私も先日また結果を見てまいりましたけれども、本当に合った名前かなということで、「双葉」という名前、大変よろしいかと思ひます。是非、賛成させていただきたいと思ひます。

○小町教育長 私も一言述べさせていただきますと、松野委員から今日、貴重なご指摘をいただきまして、単に2つの学校だけではなくて、これからは21世紀を生き抜く力を養わなければいけないという中、日本だけではなく世界の中で他者とどのように生きるかということが問われる時代に入ってきていると思ひますので、そういったことも表す言葉であるという今日は価値づけができたのではないかと思ひています。

その意味で新校にふさわしい名前として、基本構想の理念でもある共にというところを具現化する、それから何より地域の方から広く公募した案の中にも入っているということも含めまして、総合的に勘案して、「双葉小」と決定したいと思ひているところでございます。

ほかに、ご意見はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。協議(2)新学校「校名」選定について、は提案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(2)新学校「校名」選定について、は「双葉小」にすることに決定いたしました。

◎報 告

(1) 平成29年度学校教育の重点事業について

○小町教育長 続きまして、3報告(1)平成29年度学校教育の重点事業について、に入ります。

小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 平成29年度学校教育の重点事業について、報告をさせていただきます。

まず、それぞれの柱立ては立川市第2次学校教育振興基本計画に沿ったものでございます。今回は個別具体的な説明というよりも平成29年度の教育施策のソフト面ですけれども、大枠のフレームを捉えていただけたらと考えております。主に新規及び重点についてご報告させていただきます。

まず、基本施策1「学力向上」でございます。

ここでは特に1の(7)家庭用啓発リーフレットを作成・配布をしていきたいと考えています。基本的な生活習慣は非常に学力向上と密接に関連しておりまして、また家庭との連携を図るためにも学力調査、意識調査の結果を踏まえたリーフレットの作成・配布し、家庭との連携を強化していきたいと考えております。

2の教育研究事業でございます。(1)です。改訂版「立川スタンダード20」を開発いたしまして、4月の校長会、副校長会で説明をしたところでございます。またこのスタンダードを踏まえて、各学校のそれぞれの基本的指導過程を磨いていっていただきたいと考えているところでございます。それから(4)教育力向上推進モデル校です。これは新規事業でございます。立川市の教育課題、またこれからの学校教育の課題に正対した研究授業となっております。また(7)でございますが、学力格差解消推進校ということで都の新規事業でございます。全都内で25校のみ指定されております。これは学力担当教師というのが新たに1名その学校に加配されております。

3の小中連携教育推進事業では、(2)立川市民科の充実で、平成29年度、本年度から多摩・武蔵野検定を小学校5年生に、また中学校ではこの5年生が中学1年生になる平成31年度から実施いたします。また本年度は、応急救護講習を小学校6年生と中学校2年生、オール立川で実施してまいります。

次に、基本施策2「豊かな心を育む教育の推進」でございます。

特にその中で4、学校図書館と市立図書館との連携を図り、読書活動を推進してまいります。また9の児童会・生徒会サミットも昨年に引き続き、今年度は児童・生徒が自ら課題を

立てて、そしてその課題の解決を図っていくというサミットにしてまいります。13の不登校の支援については、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

基本施策3「体力の向上と健康づくりの促進」でございます。

特に1の(1)です。調査結果、また分析に基づいた授業改善プランのPDCAサイクル化の充実を図ってまいります。また7番、新たに体育編の立川スタンダード20を今年度開発してまいります。

次に、基本施策4「特別支援教育の推進」でございます。

Iユニバーサルデザインを意識した通常の学級における学習指導の充実を図ってまいります。そしてⅢの交流及び共同学習の充実も合わせて充実を図っていきたくと思っています。

基本施策6「教育環境の整備」では、特に6番、ユニバーサルデザインを意識した教室環境の整備を図ってまいります。

基本施策7「ネットワーク型の学校経営システムの構築」では、3の学校支援地域本部事業の拡大を図ってまいります。

基本施策8「幼保小中連携の推進」のところでは、今年度、幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携教育推進委員会、仮称でございますが、設備し幼保小中の連携等々を深めていきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございます。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 基本施策の3、体力の向上と健康づくりの促進、この中で教科体育とか立川スタンダード、取り上げていただいて本当に期待しております。ありがとうございます。

質問であります。これだけの施策が学校現場で展開されないと全く意味がないと思います。特に今回、指導要領の改訂では何ができるようになるのか、何を学ぶか、どのように学ぶか、もうここにずいぶん答えがいっぱい出ております。問題は学校がそのことをきちんと、例えば経営計画に位置付けたり、あるいは教育課程は提出が終わりましたが、そういう普段の授業の中でどう活かしていけるのか。例えば校長先生方がとにかく核にならなければ困りますから、もっと校長先生方の経営計画は何か、あるいは学校経営、そこにきちっとこういったものを位置付けて、それを人事考課制度にも役立ててもらえるような一貫性のある経営をしてほしいと願うのですが、何かその辺りについてのお考えはございますでしょうか。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 まずスタンダードは早速開発させていただこうと思っています。もう1点は、これも昨年度ご指摘いただいて、1つは学校経営計画に若干のバラバラ感がありましたので、今回はしっかりフレームをつくりました。ポイントをきちっと押さえていただいたのと、あと今回は教育委員会とか校長会、副校長会でこれを説明していますが、今回は研究主任、学力向上担当教師にも、トップダウンだけでなくボトムアップ、そういう両方向で施策、また

今おっしゃられたように実効性が出てこないといけないので、両面からお話をして位置付けていただいているところです。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 特に基本施策4の特別支援教育の推進の1番目に、ユニバーサルデザインを取り入れた学習指導が出てまいります。それこそボトムアップで先生方がもっともこのことをしっかり学んでいただきたい。なおかつ今回の指導要領の改訂では、魂だとか、この間は都の施策連絡会でも天笠先生おっしゃっていましたが、基本は国語の力をどうやって言語活動として活かしていくのか、まさしくユニバーサルデザインがそうなんですよね。だからこの辺りを先ほど言いましたが、校長先生方に一番理解していただいて、ボトムアップとともに管理職としても推進できるように是非取り組んでいただきたいと切に希望しております。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 ユニバーサルデザイン等について、本市では昨年、六小、七小、非常にいい、ハード面、教室の環境整備ですけれども、そういうところは校長会、副校長会でわざわざ学校の良い所を指導主事が紹介するようにして行って、それを意図的に入れていて、共に学び合う、立川は各校、個別でいくとかなり学校はあるテーマには即していますけれども特化してやっているの、それをどれだけ学校同士で共有できるか、これが今年度勝負になってくるかなと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 これを拝見させていただいて、文部科学省が2020年から順に実施され、30年度ごろまでに学校教育の基準、それをしっかりと押さえながら積極的に取り組んでいこう、そのような意気込みが感じられて非常にうれしく思います。なおかつ当市の教育課題も含めた新たな取組も網羅されているので、しっかりした重点事業だと受け止めております。その上で私としては大枠として2点ほど提言申し上げたいと思います。

まず1点目ですが、昨年の11月に決定いたしました平成29年度学校教育の指針があります。それと今回お出しになりました平成29年度学校教育重点事業、この整合性を図って再度提示されてはどうか。新任で新しく来られた先生、あるいは転入でこちらへいらした先生、そういう方々もできれば平成29年度学校教育の指針、それと合わせて平成29年度学校教育重点事業、この整合性を図りながらそれをしっかり押さえて、そのことが結果として児童・生徒に反映するような、そういう学級経営力あるいは授業力を高めていく、そのようにしてはどうかと思っております。

2点目の提言でございます。これについては基本施策8、幼保小連携の推進でございます。この中の児童の健全育成の面から考えると学童保育所、この役割が大きいですね。ご承知のように小学校1年生から3年生までおりますので、したがって、ここでは幼保小中連携及び学童保育所との連携の推進としてはどうかという提言でございます。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 まず提言の1でございますが、是非、再整理をしたいと思っております。というの

は11月で予算が決まっていなかったり、ここにあるアワード校というのは4月の2週目に決まっております、実はこうして年度をまたいで開発等の推進事業が決まりますので、そういうことで整合性がずれてしまいましたので、そこは直していきたいと思います。

それから2点目も貴重なご意見だと思っております。特に学童保育所、そこで活動している時間が長くなっているお子さんたちが多く、是非子ども家庭部と、これも追加ですが連携を図って、幼保小、初めての試みですので、重点的にやっていきたいと思っております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 心強い思いがしました。よろしく申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 私はべつにこうしてくださいというのではなく、去年は各校の様々な研究ですとか改善によって、かなり良い成果が得られたと思う場面が多々ありましたが、そういうものがよその学校にどのくらい活かされているのかなということをしごく気にしていましたけれど、今、課長が共有をしっかりとっていくというお言葉をいただいたので、それはしごく大切なことだと思って、是非、成果の共有というものを推し進めていただけたらと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 分かりやすくまとめていただいたと思っておりますけれど、1点は、基本施策2のところ、豊かな心を逆に蝕むという点では、ネットに関するもの、SNSに関するものというのはいかなるものではないか。私自身はよく分かりませんが、一般的にはそういうことが言われておりますので、その辺をどこか重点的に出していただくというのも必要かなと考えます。

それから基本施策5というのは、どちらにあるのでしょうか。表示をご検討いただければと思います。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 今、ネットとかSNSに関する、これも委員おっしゃられたように重点的にやっていくものでございます。特に7番で「絶対やめようネットいじめ」、これも改訂版をまた出していかうと思っております。それから12番で、これも学校ルール、この間、児童会・生徒会サミットがございましたので、その成果をもとにそれぞれの学校が見直し、そして最終的には家庭のルールというのを見直しをしていくというふうに重点的にやっていかうと思っております。

○小町教育長 栗原教育部長。

○栗原教育部長 基本施策、5番のところというと、学校運営の支援という項目になるところで、様々に学校支援員であるとかということがございます。それ自体この項目には立てておりませんが、例えば学力向上のところでも学習支援員であるとか、地域の方にご支援をいただくというようなこと、もちろんネットワーク型の学校経営の中にはまさにそういった学校支援も含まれます。そういったところで、特段こちらのほうで1つの項目としてはございませませんが、エッセンスとしては全ての項目にそういったものがあるということでご理解いただけ

ればと思っています。

○伊藤委員 できれば挙げておいていただければ分かりやすいと思います。

○栗原教育部長 分かりました。了解でございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(1)平成29年度学校教育の重点事業について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 平成29年度児童・生徒の不登校対策について

○小町教育長 続きまして報告(2)平成29年度児童・生徒の不登校対策について、に入ります。

小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 それでは、平成29年度児童・生徒の不登校対策について～ネットワーク型学校経営システム～、についてご説明いたします。

1番でSSWによる巡回相談ということで、昨年度はスクールソーシャルワーカーが2人だけでございました。今年度いじめ、不登校対策、教育長からお話がありました、重点的に行っていこうということで4名配置いたしました。そして9つの中学校区を4人で分担していただいてより手厚い支援ができるようにいたしました。また4人のスクールソーシャルワーカーには私が面接いたしまして、4月、5月にかけてそれぞれ分担する小中学校全て学校訪問していただいて、いじめ、不登校、児童・生徒の状況及びその実態と、またアプローチの仕方を含めて、校長、副校長、生活指導主任、各種コーディネーターと協議をしているところでございます。

また、一番左側に不登校支援チームとありますけれども、特に重大事案、具体的には学校と家庭の関係が崩れていたりとか、また、不登校は非常に深刻であるという状況では、この不登校支援チームで常駐型のスクールソーシャルワーカー、5人目になりますけれども、この方と指導主事、学校経営支援主事で不登校支援チームをつくりまして、この4月から学校訪問を始めているところでございます。また、4人のスクールソーシャルワーカーの方々と不登校支援チームは、指導課におきまして月1回情報交換、情報共有、また役割の分担等々を明確にしているところでございます。

2番を見ていただきたいのですが、学校と家庭の連携推進事業ということで国の事業でございますけれども、家庭と子どもの支援員さんがいらっしゃいます。各学校に1人はおりますので、この方々には7月には全体会を開催して、特に不登校、いじめの児童・生徒の保護者へのPRを中心に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

3番は適応指導教室で、昨年度ご説明させていただきましたが、今現在タブレットが導入されましたので今後、個別学習カルテを作成して学校復帰プログラムを実施してまいります。

4番、学校支援員、新しくハートフルフレンドとか学校生活協力員とか、それらの者を学

校支援員ということで統合して学校の使い勝手のいいようにしたところがございます。

教育支援課からは4事業、このほど出ております。他部局で同じ福祉保健部生活福祉課とか子ども家庭支援センターとか、他部局で全部で7事業ございます。

なぜこれを一枚にまとめたかと申しますと、このように見える化を図ることによって各校がいじめ、不登校等々の個別、具体的な状況に対応して、どの機関にどう対応したらいいかというのが分りやすくなればいいなという思いと、もう1点は、まさにネットワークを活用した不登校対策等々に取り組んでいくための指針となればいいなと思って作成したものでございます。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございます。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 私、いじめ、不登校のこういうのを見るたびにいつも思うのですが、なぜ、いじめ、不登校を起こさせない授業の在り方、学級経営の在り方、ここをもっともっと揉まなければいけないと思うのですが、いつもそのことがなくて後の対応ばかりが問題になっています。私も教員をやっておりましたので、先生方もこれに甘えちゃ絶対いけないと思いますね。特に授業の中、また学級経営の中で子どもたち一人ひとりが自己肯定感を感じたり、有用感を感じたりして、そして称賛されていくなれば、子どもはこうはなっていくわけですよ。家庭の問題にしても、保護者の方と本当に心から話し合えば、そんなにひどい状況にはならないのですが、今なかなかそれ以上の複雑な問題があるろうというふうに思います。

ただ、もっともっと現場でこのことに対する努力、もっと基本的な「いろはのい」の部分の繰り返し、繰り返し学んでいく必要があるのではないのでしょうか。そういう点では私も若手の教員の指導に携わったときに思うのですが、子どもたちをなかなか活躍させられない、良さを褒められない、子ども相互に認め合うというこういう場を持たせられない、そしてまた人の話もなかなかきちんと聞かせられない、みんなに分かるように話もさせられない、そういうことの悪循環がいろいろな問題を引き起す要因となっているのではないかと私いつも思うのですが、こういったことを考えますと、初任者に限らずいわゆる先生方に、子どもたちをもっともっと認め自己肯定感を育む指導というのを、どこか指導課でも研修会あるいはもっともっと学校の中で大事に扱ってもらえるような指導というのは力を入れていただけないだろうか、こういうふうに思うのですが、どうでしょう。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 やや事実と違うかなと思っております。主体的、対話的で深い学びは、一つ、自己肯定感、成就感、それを突き詰めていくものでございます。それを実現するために改訂版立川スタンダードを出していて、実は29校中20校はできていてなかなかいいものが。また、お知らせしようと思えますけれど、そういうことを学校は一生懸命授業づくりに取り組んでおります。こういう形を出すと、どうも対極であります授業ということに話がいけます

けれども、私は両面押さえていないと、何しろ本市は不登校が中学校で160以上、小学校が40近く、この現実から目をそらすわけにはいかないわけでございまして、私は授業とか学級経営と同時に、こちらの不登校の今現実には学校に行けない子たち、その子たちをどう支援していくのか、その両面から私は考えていかないと根本的な解決はできないと思っております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 数字を聞くと、当然のようにこれを捉えなければならないという現実ですが、それでもやはり現場に求めていることを是非、私はお願いしたいというふうに思っております。

○小瀬指導課長 はい。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 小瀬指導課長、ありがとうございます。よくここまでお作りになりましたね。非常に見えますし、また何をどうすべきか、非常に明確です。その上で私から5点ほど提言申し上げます。手短かに申し上げますので。

まず1点目です。社会福祉職である4人のスクールソーシャルワーカーの方々、この方々の横の連携をもとに、ケース会議あるいは巡回相談もあるわけですが、その中で課題の整理と解決策の提示、及び教育委員会のフィードバックを進めてはどうかということでございます。

2点目ですが、不登校児童・生徒の原籍校への復帰を目指すために、解決にあたっては心の問題のみで捉えるのではなくて、広く進路の問題として捉える、そういう認識の転換が必要ではないかということでございます。

3点目ですが、いじめや発達障害、保護者による児童虐待など、不登校については近年その原因や状態像がますます複雑化、多様化しております。そのために児童・生徒がいつ頃から、どのような状態で、これまでどのような対応を行ってきたかの、小中連携したカルテ、このように作成して不登校解決に有効活用してはどうかということでございます。

4点目ですが、小中学校の連携だけではなくて、小中高等学校など学校間で学校種を超えた連携を深め、原籍校で適切な関わりができるような情報の共有化を図ってはどうかということでございます。そのためにそのつど見極めるアセスメントを行った上で関わりをもってはどうかということでございます。

最後です。4人のスクールソーシャルワーカーの方々の役割を充実あるいは向上させるために、高度な専門性を持ったスーパーバイザーのアドバイスを受ける体制づくり、これをしつかり行いながら、4人のSSWの方の役割をもとにして充実、向上を図るための体制づくりを検討したらいかがでしょうか。

以上5点の提案でございます。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 まさに提言の1、フィードバックしていく、一番重要だと思っております。

それから、ちょうど提言の5と関係しているかなと思いますけれど、やや4人の連携と役割と資質の向上というところで、今後研修等考えていきたいと思っております。

それから先ほどのフィードバック、一番これは教育長からも言われていますけれども、ただ今どういう課題があって、何に困っているかとか、そういう情報というのは月1回指導課でその会議を開いて、そして私どもも入りながらスクールソーシャルワーカーとそういう場を設定したいと考えています。

それから、特に提言の2でございます。実は私ども調査をしまして、中学校を出た後に、例えば定時制に行っている子とか、普通高校に行っているお子さんがいますけれども、だいたい中途退学であったりしている状況にあります。そういう意味では今後、その子たちにどう適切な進路先の情報提供含めて支援とか指導をしていくというのは非常に重要な、そこは逆に弱かったかなと。そういう意味では先ほど不登校支援チームがございましてけれども、そういう支援チームでなかなか学校に来られないお子さんたちには情報提供をして、例えば進学先の状況、その情報が今まで若干少なかったのかな、その進学先が本当にマッチングしていたのか、そこが大きな私一つの課題があったのかなと思っています。

それから、小、中、高等学校、校種を超えた連携を深める、非常に重要なことだと思っています。この点については検討を進めていきたいと思っています。

カルテでございますけれども、4月から不登校対策に乗りだそうということで、3月に、不登校の児童・生徒の状況で、どういうきっかけで、そして今スクールカウンセラーに関わっているのか、関わっていないのかという調査をしております、逆にいうと学校からも今までなかなか不明だった児童・生徒を全て追いかけていただきまして、今の実態、ある意味カルテでございますけれども明らかになって、これからそのカルテをもとにして対応を協議していこうと考えているところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。とりわけ最後におっしゃったカルテについては、小学校段階では不登校ぎみの児童、それについては学校あるいは教育委員会の方々、そういう情報をしっかり書き込みながら、小学校から中学校にそのカルテがいて働く、そのようにしていくとまた大きな力を発揮するのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 私から2点お尋ねします。

情報提供、例えば不登校の子には十分支援してあげたいと思うのですが、進学とかその先のこともそうですが、今現在、例えば匿名で何か相談を聞いてくれる、ちょっとした悩みを聞いてくれる電話番号みたいなものも、定期的に知らせてあげたりということはできていますか。

自分の名前を言わなければいけないと言われると急に何も言えなくなったりする子もいると思うのですが、この番号に電話したら君の今思っていることを聞いてくれるというのは、電話番号とかそういうものも情報提供として伝えていって、君はこれからどこに進むというのもそうですが、今現在の気持ちを話せるような何かそういった相談窓口の連絡先とか、そ

ういったものも彼、彼女らに伝える術というのは今あるのですか。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 よく子ども相談のチャイルドライン等のカードを、各学校で家庭訪問、やはり来れない子には家に行って、直接会えない場合もあって郵便ポストに入れた場合もある、そういう報告は受けていますけれども、全く遮断されているということはありません。

○小町教育長 佐伯委員。

○佐伯委員 そういうものを是非届けてあげるということも重要なことかなと思うので考えていただきたいというのが1つと、あと、こういったケース会議で今どのぐらいの資料を使って、どのように進められているか。つまり、こういう不登校の子どもたちの話をしますと、どうしてもいじめの問題を避けて通れない。そのとき例えば、こういういじめていると思われる人がいるみたいな資料が、例えば不用意に用意されていると、そのことによって全く関係ないところで傷つく子どもが出たりとかという、よその県もそういったケースがありましたが、立川のこういうケース会議などではどのように資料等扱っているかというのを把握していらっしゃいますか。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 基本的にまず守秘義務を宣言していただいております。そして宣言した上で資料は1番から例えば15人いたら15番まで番号をふります。見ていただいて協議しますが、終わったら全部もってきてシュレッダーです。その辺は非常に人権とかの問題がございますので、そういう対応をしているところでございます。

○佐伯委員 ありがとうございます。安心いたしました。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(2)平成29年度児童・生徒の不登校対策について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 平成28年度教育委員会事業後援の概要について

○小町教育長 続きまして、報告(3)平成28年度教育委員会事業後援の概要について、に入ります。

五十嵐生涯学習推進センター長、お願いします。

○五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、お手元資料の平成28年度教育委員会事業後援概要をご覧ください。

まず1番といたしまして、平成28年度につきましては、申請件数が102件ございました。

2番で、その申請件数102件のうち、過去に実績のあるもの72件、過去5年以内に後援実績のないものを含めた新規という形で30件の申請がございまして、承認につきましては102件承認をしております。

4番以降に申請事業の事業分野、対象者、団体種別等をお示ししております。

次に裏面をご覧ください。

こちらのほうには過去5年間ということで経年変化をお示ししております。実籍といたしましては、微増をしているという現状でございます。

2番、3番、4番につきましても、事業分野、対象者、団体種別等の経年変化をお示ししてございます。

説明は以上のとおりでございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 この後援をめぐって、今までに何か問題点等ございましたか。

○小町教育長 五十嵐生涯学習推進センター長。

○五十嵐生涯学習推進センター長 申請につきまして、規程に基づいた形で承認をしておりますが、立川市につきましては、よほど不適格な状況がない限りは申請をお受けするような基本的な考え方で取り組んでおります。そうしたこともありまして、特に問題になったようなケースはなかったということでございます。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)平成28年度教育委員会事業後援の概要について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次にその他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成29年第9回立川市教育委員会定例会は平成29年5月10日、午後1時半から101会議室で開催いたします。

これをもちまして、平成29年第8回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時40分

署名委員

.....

教育長